

おしらせHOTコーナー 案内

おしらせHOTコーナー



市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

案内

八潮市議会定例会の傍聴

平成27年第2回八潮市議会定例会を6月1日(月)から18日(木)まで開会しています。

一般質問日 6月15日(月)・17日(水)

※一般質問とは、議員が市の仕事全般について、執行機関から現在の状況やこれからの考えを聞くこと。

定各日42人(当日先着順)

開議事調査課 ☎277

会議の開催

●第1回八潮市社会教育審議会の傍聴

日 6月25日(木) 午後2時～4時(受付 午後1時30分～2時)

場 教育委員会会議室(市役所別館)

内 平成26年度社会教育事業報告など

市民課日曜窓口の休止

社会保障・税番号制度導入に伴い、個人番号の仮付番作業およびシステムの切替作業を行うため、休止します。

日 7月12日(日)

問 市民課 ☎210

定10人(当日先着順)

問 社会教育課 ☎365

●第1回八潮市検診等に関する専門部会の傍聴

日 6月29日(月) 午後1時30分～2時30分

場 保健センター1医師控室

内 平成26年度がん検診におけるがん確定報告について

定5人(当日先着順)

問 健康増進課 ☎95・3381

●第1回八潮市健康と福祉のまちづくり推進協議会の傍聴

日 7月8日(水) 午後1時15分～2時30分

場 保健センター1医師控室

内 委員の委嘱および役員を選出について

定5人(当日先着順)

問 健康増進課 ☎95・3381

●老人福祉センター寿楽荘・すえひろ荘およびコミュニティセンターの臨時休館

施設内の害虫消毒を行うため、休館します。

日 7月4日(土)

問 寿楽荘 ☎95・2847、すえひろ荘・コミュニティセンター ☎936・9181

公共施設に関する市民意識調査

市では、今後の公共施設の維持管理や整備に関する基本的な方針を示した「八潮市公共施設マネジメント基本方針」を定めました。

今後、この基本方針に基づき、公

共施設の更新や統廃合などに向けた取り組みを進めるにあたり、市民の皆さんの意見をお聴きします。調査の対象になった方は、協力をお願いします。

日 6月30日(火)まで

対 3000人(市内在住の18歳以上の方から無作為抽出)

内 郵送による調査

問 財政課 ☎470

単独浄化槽または汲み取り便槽から合併浄化槽に転換する場合に補助金を交付

市内の市街化調整区域に自ら居住している既存専用住宅で単独浄化槽または汲み取り便槽を合併浄化槽に転換する方(法人は対象外)

補助限度額 ▼5人槽 33万2000円 ▼7人槽 41万4000円 ▼10人槽 54万8000円 ▼処分費 6万円

※予算枠に達し次第締め切り

申 平成28年3月10日までに、環境リサイクル課(☎234)へ

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

問 さいたま保護観察所企画調整課 ☎048・861・8287

社会を明るくする運動啓発キャンペーン

日 7月4日(土) 午後3時30分～5時

場 八潮駅北口広場(駅前交番西側)

内 潮止中学校吹奏楽部とジャズミュージシャンによる演奏、啓発資料配布など

問 社会福祉課 ☎822

埼玉県内市町村職員採用合同説明会

市町村ごとに設置するブースで、市町村の特色や職員の募集状況、勤務条件、仕事の内容などについて、直接人事担当者から話を聞くことができます(八潮市もブースを設置予定)。

詳しくは、ホームページ(<http://www.hitozukuri.or.jp/navi/event/>)をご覧ください。

日 7月9日(木) 午後1時～6時(入

家屋調査

家屋を新築または増改築した場合、固定資産税・都市計画税が課税されます。その税額を算出するため、市の職員による「家屋調査」を実施しています。

調査にあたっては、家屋の内部間取り・設備などを拝見します。

また、調査を行っている家屋、取り壊しをした家屋がありましたらご連絡ください。

問 資産課 ☎302

防災行政無線
テレホンサービス
0120-840-225

防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

八潮市住宅改修資金補助金

市内に本店などのある施工業者を利用し、お住まいの住宅改修工事をする市民に対し、その費用の一部を補助する制度です。

問 商工観光課 ☎202

対象住宅

申込資格を満たしている方が所有し居住している個人住宅で、市内にある住宅。なお、集合住宅は個人の専用部分とします。

補助金の額

10万円(税別)以上の工事で、工事額の30パーセント(千円未満切り捨て)

※上限額10万円、予算枠に達し次第締め切り

対象工事

- ▼市内に本店などを有する施工業者が行う、10万円(税別)以上のリフォーム工事
- ▼補助金の交付が決定されてから着工し、平成28年3月16日までに完了する工事
- ※すでに改修工事を着工している方や、改修工事が完了している方は対象外
- ▼建物の内外装の改修および修繕、建物の増改築など

申込資格

- 次のすべてに該当する方
- ▼申込日現在、市内に1年以上住民登録している方
- ▼申込日現在において市税の滞納のない方
- ▼対象工事が、市で実施している同様の補助制度を受けていない方
- ▼過去に同じ住宅で、この補助金を受けていない方※昨年度までに一度でもこの補助金を利用した方は、利用不可

申込方法

6月29日から12月28日までに、所定の申請用紙(商工観光課または市ホームページで入手)などを商工観光課窓口へ(郵送不可、6月29日から7月1日までは市役所第2会議室で受付)

※本人または同居の親族以外の方が申請書を提出するときは、本人の委任状が必要です。

※案内チラシは、商工観光課の窓口で配布しています。

一人で抱え込まず、生活に困ったら相談を

市では、生活困窮者自立支援法の施行により、4月から生活困窮者支援窓口を開設しています。

この制度は、生活保護に至る前の段階の生活に困っている方に対し、相談支援などを実施することで自立の促進を図ることを目的としています。

相談窓口

社会福祉課窓口
自立相談支援専用電話 ☎949-6317

市内在住で、経済的な問題などで生活にお困りの方※生活保護受給者を除く

内 ▶自立相談支援事業 支援員が相談者の生活状況などを確認し、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、生活の安定に向けた支援を行う。

▶住居確保給付金の支給 離職などにより住居を失った、または失うおそれがある方に、一定期間家賃相当額を支給。生活の土台となる住居を整えたいうえで、就職に向けた支援を行う。※支給は、一定の要件を満たす方が対象

問 社会福祉課 ☎316